



福岡医発第 1388 号
平成 25 年 8 月 30 日

各 医 師 会 長 殿

福岡県医師会
会長 松 田 峻一良
(公印省略)

平成 26 年度医療提供体制施設整備交付金、医療提供体制推進事業費補助金、
医療施設等施設整備費補助金、医療施設等設備整備費補助金に係る事業計画
の提出について

標記の件につきまして、別添のとおり各病院へ照会を行った旨、福岡県保健医療介護部より通知が参りましたのでご連絡申し上げます。

つきましては、貴会におかれましても本件についてご了知いただきますようお願い申し上げます。

なお、福岡県保健医療介護部医療指導課より福岡県病院協会・福岡県私設病院協会にも別途通知されておりますことを申し添えます。

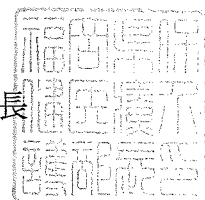
小郡三井医師会より

医業経営担当理事 廣瀬真恵
会長 蒲池 壽

25医指第2107号
平成25年8月22日

公益社団法人 福岡県医師会長
公益社団法人 福岡県病院協会長
社団法人 福岡県私設病院協会長 } 殿

福岡県保健医療介護部長
(医療指導課)



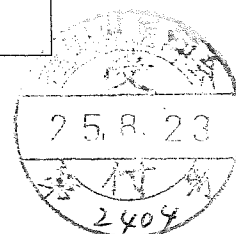
平成26年度医療提供体制施設整備交付金、医療提供体制推進事業費補助金、医療施設等施設整備費補助金、医療施設等設備整備費補助金及び病床転換支援事業補助金に係る事業計画の提出について（通知）

本県保健医療行政の推進については、日頃から格別の御協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、標記補助金について、別紙のとおり、照会しておりますので、貴会の会員への指導方よろしくをお願いします。

添付資料 「病院への照会文」
「補助事業計画回答要領」
「補助事業計画上の留意点(平成26年度)」
「平成26年度補助事業一覧表」
「補助希望概要書(様式) 1・2」

福岡県保健医療介護部
医療指導課
地域医療係：森田
TEL：092-643-3273
FAX：092-643-3277



「公印省略」



25医指第2107号
平成25年8月22日

病院の管理者 殿

福岡県保健医療介護部医療指導課長

平成26年度医療提供体制施設整備交付金、医療提供体制推進事業費補助金、医療施設等施設整備費補助金、医療施設等設備整備費補助金及び病床転換支援事業補助金に係る事業計画の提出について（照会）

このことについて、平成26年度に別紙「補助事業一覧表」に該当する補助事業を計画し、補助金を希望される場合は、「補助事業回答要領」に基づき、関係資料の提出をお願いします。

添付資料 「補助事業計画回答要領」
「補助事業計画上の留意点(平成26年度)」
「平成26年度補助事業一覧表」
「補助希望概要書(様式)1・2」

福岡県保健医療介護部
医療指導課
地域医療係：森田
TEL：092-643-3273
FAX：092-643-3277

補助事業計画回答要領

○書類の提出について

今回送付した「補助事業一覧表」中の「補助内容」と「主な補助条件」、別紙「補助金事業計画上の留意点」をご理解の上、平成26年度において、補助を希望する事業がある場合、以下により書類の提出をお願いします。(補助希望がない場合は回答不要です。)

2回に分けて書類の提出をお願いします。

補助事業ごとに、最終的に必要となる書類が異なることから、第1回目の提出書類で補助希望事業者及び補助希望事業を把握し、これを踏まえ、第2回目の提出書類として、各事業の様式の提出をお願いするものです。

○第1回目の書類提出

提出書類：①「補助希望概要書1」・・・近代化施設整備を除く全ての事業。

(設備整備の場合は、必ず見積書を添付すること)

②「補助希望概要書2」・・・近代化施設整備のみ。

※様式の電子データは、福岡県のホームページ内で入手可能です。

<http://www.pref.fukuoka.lg.jp/b02/hojo.html>

第2回目の書類提出に必要な様式等は、電子メールにて配付いたしますので、概要書にメールアドレスを忘れずに記入してください。

提出期限：平成25年9月24日(火)

提出先：県医療指導課

FAXで提出してください。(FAX番号(092)643-3277)

○第2回目の書類提出

提出書類：①様式「計画書」(各補助事業者担当者が電子メールにより送信したもの)

②様式「平成26年度事業の説明」

(各補助事業者担当者が電子メールにより送信したもの)

③施設整備事業費内訳(施設整備の場合)

④平面図・見積書・スケジュール表等(施設整備の場合)

⑤見積書・カタログ等(設備整備の場合)

提出期限：平成25年10月4日(金)

提出先：県医療指導課各補助金担当者宛

郵送又は電子メールにて提出してください。

(〒812-8577 福岡市博多区東公園7番7号)

※各補助金担当者のメールアドレス

地域医療係 馬田 隆史 mada-t9250@pref.fukuoka.lg.jp

清水 雄貴 shimizu-y9918@pref.fukuoka.lg.jp

園田 菜津美 sonoda-n8758@pref.fukuoka.lg.jp

医療指導係 長田 浩二 nagata-k7480@pref.fukuoka.lg.jp

看護指導係 西島 石樹 nishijima-i8980@pref.fukuoka.lg.jp

井上 悠 inoue-h8039@pref.fukuoka.lg.jp

堤 万記 tsutsumi-m2678@pref.fukuoka.lg.jp

こころの健康づくり推進室 大村 良夫 oomura-y7051@pref.fukuoka.lg.jp

保健衛生課感染症係 平嶋 良一 hirashima-r7440@pref.fukuoka.lg.jp

薬務課生産指導係 高橋 佳子 takahashi-y7819@pref.fukuoka.lg.jp

高齢者支援課施設整備係 安成 健一郎 yasunari-k7829@pref.fukuoka.lg.jp

補助事業計画上の留意点(平成26年度)

- 事業計画の提出は補助金の交付を約束するものではないこと。
(事業の補助効果、緊急性等を考慮して、効率的な配分を行う必要性があることから、県や国による事業計画の不採択、補助事業の廃止等により、補助金等の交付がされない場合があること)
- 平成26年度における医療提供体制施設整備交付金、医療提供体制推進事業費補助金、医療施設等設備整備費補助金、医療施設等施設整備費補助金、地域診療情報連携推進費補助金、病床転換支援事業補助金にかかる交付要綱は、今後、補助内容や補助条件等が変更される可能性があること。
- 施設整備及び設備整備について、特に以下の点に留意すること。

施設整備

- ① 事業計画の提出にあたっては、提出後、正当な理由なく安易な取り下げ等を行うことのないよう、十分な協議を経た上で提出すること。
(取り下げにあたっては、詳細な理由の提出が必要。未確定な事業計画に基づく補助金事業計画の提出は受け付けないこと。安易な取り下げを行った場合などは、以降の補助協議を受け付けない。)
- ② 工事図面は、詳細設計であること。(変更の可能性が大きいものは不可) また、開設許可事項の変更許可申請書等に添付する図面と一致していること。
- ③ 事業計画の提出後は、原則、計画の変更(事業費・図面等の変更)はできない。ただし、建築基準法等の法的な要請により、変更が必要な場合は認められることもあるので、至急、県の補助金担当者に相談すること。
(なお、県補助金担当者への連絡が遅い場合には、必要な変更も認められない場合がある)
- ④ 補助事業を行うために締結する契約については、一般競争入札に付するなど県が行う契約手続きに準拠しなければならない。
(但し、入札の手続きや結果に関して県への報告は必要ないが、会計検査院等の検査に備えて事績の整理は必要)
- ⑤ 事業対象建物の所有者と開設者が一致していること。
- ⑥ 工事着工は、補助採択事業としての内示以降であること。(直接補助金は国からの内示以降、間接補助金は県からの内示以降)
- ⑦ 平成26年度末までに必ず竣工する工事であること。また、複数年度にまたがる工事であれば、当該年度末時点の施工予定進捗に必ず達する工事であること。

- ⑧ 補助事業により取得し、又は効果の増加した不動産及びその従物については、所定の期間が経過するまで国の承認を受けないで、当該補助事業の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸付、又は担保に供してはならない。

(例) 鉄骨鉄筋コンクリート造・鉄筋コンクリート造の病院の場合
建物…39年間 防壁…50年間

なお、処分制限期間前に補助事業の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸付、又は担保に供する場合は、原則として補助金の返還が生じること。

- ⑨ 事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出についての証拠書類を整理し、当該帳簿及び証拠書類を事業完了後5年間保存すること。
- ⑩ 不明な点は提出前に担当者に十分な確認を行うこと。

設備整備

- ① 事業計画の提出にあたっては、提出後、正当な理由なく安易な取り下げ等を行うことのないよう、十分な協議を経た上で提出すること。
(取り下げにあたっては、詳細な理由の提出が必要。安易な取り下げと思われる場合、以降の補助採択を見送る場合もあること。)
- ② 事業計画の提出後の設備の機種変更等はできないこと。ただし、事業計画提出後に、当該事業計画に係る設備等が製造中止等になった場合は、変更が認められることがあるので、至急、県の補助金担当者に相談すること。
- ③ 補助事業を行うために締結する契約については、一般競争入札に付するなど県が行う契約手続きに準拠しなければならない。
- ④ 補助事業により取得し、又は効用の増加した財産の価格が単価50万円(民間団体の場合は30万円)以上の機械・器具については、所定の期間が経過するまで国の承認を受けないで、当該補助事業の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸付、又は担保に供してはならない。

(例) 血液透析器…7年間 レントゲン(移動式等を除く)…6年間

なお、処分制限期間前に補助事業の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸付、又は担保に供する場合は、原則として補助金の返還が生じること。

- ⑤ 事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出についての証拠書類を整理し、当該帳簿及び証拠書類を事業完了後5年間保存すること。
- ⑥ 不明な点は提出前に担当者に十分な確認を行うこと。

補助事業一覧表

1/7

※この補助事業一覧は、基準額等では一部省略している部分があります。正確な内容については必ず担当者までお問い合わせをお願いします。

No.	平成26年度 補助事業名	補 助 内 容	補助金等の名称	一か所当たり基準額等 (面積の場合、面積に基準単価を乗じた額が補助基準額となる)	補助率 (基準額×補助率)	主 な 補 助 条 件	問い合わせ 課・係 担当者 直通電話番号	照会先 (補助対象者)
1	へき地医療拠点病院施設整備事業	へき地医療拠点病院として必要な新築、増改築に要する工事費又は工事請負費	医療施設等施設整備費補助金	担当者要照会	1/2	都道府県知事の指定を受けた病院の開設者が行うへき地医療拠点病院の施設整備	医療指導課 地域医療係 園田 直通092-643-3273	へき地医療拠点病院
2	へき地診療所施設整備事業	へき地診療所として必要な新築、買収、増改築及び改修に要する工事費又は工事請負費（ただし、既存の診療所の改修は除く）	医療施設等施設整備費補助金		1/2	市町村、公的病院、その他厚生労働大臣が適当と認める者が行うへき地診療所及びその医師住宅等の新築、買収及び増改築及び改修（既存のへき地診療所の改修は除く）に係る施設整備		市町村
3	過疎地域等特定診療所施設整備事業	過疎地域等特定診療所（眼科、耳鼻いんこう科又は歯科）として必要な新築、増改築及び改修に要する工事費又は工事請負費（ただし、既存の診療所の改修は除く）	医療施設等施設整備費補助金		1/2	市町村が行う過疎地域等特定診療所の施設整備		市町村
4	へき地医療拠点病院設備整備事業	へき地医療拠点病院として必要な医療機器購入費	医療施設等設備整備費補助金		1/2	都道府県知事の指定を受けた病院の開設者が行うへき地医療拠点病院の医療機器整備		へき地医療拠点病院
5	へき地診療所設備整備事業	へき地診療所として必要な医療機器購入費	医療施設等設備整備費補助金		1/2	市町村、公的病院、その他厚生労働大臣が適当と認める者が行うへき地診療所の医療機器整備		へき地診療所
6	へき地患者輸送車(艇)整備事業	患者輸送用マイクロバス、又はワゴン車等の購入費	医療施設等設備整備費補助金		1/2	市町村、公的病院が行う患者輸送車、患者輸送艇の整備		市町村 公的病院
7	へき地巡回診療車(船)整備事業	巡回診療用自動車及び積載する医療機器購入費	医療施設等設備整備費補助金		1/2	市町村、公的病院、都道府県知事の指定を受けたへき地医療拠点病院が行う巡回診療車の整備		市町村 へき地医療拠点病院 公的病院
8	へき地・離島診療支援システム設備整備事業	へき地・離島における診療支援に必要な画像伝送・受診システム、テレビ会議システム及び付属機器等の購入費	医療施設等設備整備費補助金		1/2	市町村、公的病院、その他厚生労働大臣が適当と認める者が行うへき地・離島診療支援システムの整備		市町村 公的病院 民間病院
9	過疎地域等特定診療所設備整備事業	過疎地域等特定診療所として必要な医療機器整備費	医療施設等設備整備費補助金		1/2	市町村が行う過疎地域等特定診療所の医療機器整備		市町村

(注)公立病院：都道府県、市町村
公的病院：日赤、済生会、厚生連、北社協
民間病院：医師会、医療法人、その他個人等

※この補助事業一覧は、基準額等では一部省略している部分があります。正確な内容については必ず担当者までお問い合わせをお願いします。

2/7

No.	平成26年度 補助事業名	補 助 内 容	補助金等の 名称	一か所当たり 基準額等 (面積の場合、面積に 基準単価を乗じた額が 補助基準額となる)	補助率 (基準額× 補助率)	主 な 補 助 条 件	問い合わせ 課・係 担当者 直通電話番号	照会先 (補助対象者)
10	救命救急センター施設整備事業	救命救急センターとして必要な新築、増改築に要する工事費又は工事請負費	医療提供体制施設整備交付金 (以下「交付金」という)	担当者に要照会	0.33	都道府県知事の要請を受けた公的病院や民間病院が行う救命救急センター施設整備	医療指導課 地域医療係 清水・馬田(まだ) 直通092-643-3273	民間病院 公的病院
11	小児医療施設整備事業	小児医療施設として必要な診療棟、小児専用病棟の新築、増改築に要する工事費又は工事請負費	交付金		0.33	都道府県知事の要請を受けた公的病院や民間病院が行う小児医療施設整備	医療指導課 地域医療係 馬田(まだ) 直通092-643-3273	民間病院 公的病院
12	周産期医療施設整備事業	母体・胎児集中治療管理室として必要な周産期専用病棟の新築、増改築、改修に要する工事費又は工事請負費	交付金		0.33	都道府県知事の要請を受けた公的病院や民間病院が行う周産期医療施設	医療指導課 地域医療係 馬田(まだ) 直通092-643-3273	民間病院 公的病院
13	共同利用施設整備事業	地域医療支援病院の共同利用部門として必要な特殊診療棟や開放型病棟の新築、増改築に要する工事費又は工事請負費	交付金	(特殊診療棟) 300㎡×160,800円(鉄コ単価) (開放型病棟) 一般病床数(50床限度) ×13,88㎡(耐火構造) ×143,900円(鉄筋コ単価)	0.33	都道府県知事の要請を受けた地域医療支援病院(公立病院・公的病院を除く)が実施する共同利用施設の整備。		地域医療支援病院
14	医療施設近代化施設整備事業 (一般病床) ※新築・増改築による療養病床の整備を除く	医療施設の患者の療養環境、医療従事者の職場環境、衛生環境等の改善及び患者サービスの向上等につながる病棟等の新築、増改築等の工事費、工事請負費	交付金	担当者に要照会	0.33	公的病院や民間病院 1. 整備区域は築後概ね30年以上経過 2. 一床ごとの病室面積を6.4㎡以上かつ一床当たりの病棟面積18㎡以上(改修の場合は5.8㎡以上かつ一床当たりの病棟面積16㎡以上)確保すること 3. 直近の医療監視時における医師・看護師の現員の職員数の標準に対する比率のいずれか一方が医療法上の標準を満たしており、かつ、他方が80%以上であること 4. 整備区域の病床数の10%以上の削減(条件あり) 5. 患者食堂又は談話室の整備・スロープの設置等、高齢者・身体障害者に配慮した整備 6. 整備区域の病棟は、最低20床	医療指導課 地域医療係 馬田(まだ) 直通092-643-3273	民間病院 公的病院
15	医療施設近代化施設整備事業 (精神病床)	医療施設の患者の療養環境、医療従事者の職場環境、衛生環境等の改善及び患者サービスの向上等につながる病棟等の新築、増改築等の工事費、工事請負費	交付金	担当者に要照会	0.33	公的病院や民間病院 1. 整備区域は築後概ね30年以上経過 2. 一床ごとの病室面積を6.4㎡以上かつ一床当たりの病棟面積18㎡以上(改修の場合は5.8㎡以上かつ一床当たりの病棟面積16㎡)確保すること 3. 直近の医療監視時における医師・看護師の現員の職員数の標準に対する比率のいずれか一方が医療法上の標準を満たしており、かつ、他方が80%以上であること 4. 精神科病院にあっては、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第18条に基づく常勤の精神保健指定医が2名以上配置されている病院であること。ただし、病床数が100床未満の病院にあっては、常勤の精神保健指定医が1名以上配置されている病院であること。 5. 整備区域の病床数の10%以上の削減(条件あり) 6. 患者食堂又は談話室の整備・スロープの設置等、高齢者・身体障害者に配慮した整備 7. 整備区域の病棟は、最低20床以上 8. 精神科病院及び精神病棟にあっては、整備後の整備区域の病棟には畳部屋、6床を超える病室及び原則として鉄格子を設けないこと。	こころの健康づくり推進室 大村 直通092-643-3265	民間病院 公的病院

※この補助事業一覧は、基準額等では一部省略している部分があります。正確な内容については必ず担当者までお問い合わせをお願いします。

3/7

No.	平成26年度 補助事業名	補 助 内 容	補助金等の 名称	一か所当たり 基準額等 (面積の場合、面積に 基準単価を乗じた額が 補助基準額となる)	補助率 (基準額× 補助率)	主 な 補 助 条 件	問い合わせ 課・係 担当者 直通電話番号	照会先 (補助対象者)
16	医療施設近代化施設整備事業 (結核病床)	医療施設の患者の療養環境、医療従事者の職場環境、衛生環境等の改善及び患者サービスの向上等につながる病棟等の新築、増改築等の工事費、工事請負費	交付金	担当者に要照会	0.33	公的病院や民間病院 1. 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第38条の規定に基づく、感染症指定医療機関であること 2. 建替整備(改築及び移転新築)を伴う場合は、整備区域は築後概ね30年以上経過していること。 3. 一床ごとの病室面積を6.4㎡以上かつ一床当たりの病棟面積18㎡以上(改修の場合は5.8㎡以上かつ一床当たりの病棟面積16㎡以上)確保すること。 4. 直近の医療監視時における医師・看護師の職員数の現員の標準に対する比率のいずれか一方が医療法上の標準を満たしており、かつ、他方が80%以上であること 5. 整備区域の病棟の病床数を10%以上の削減(条件あり)	保健衛生課 感染症係 平嶋 直通092-643-3268	民間病院 公的病院
17	医療施設近代化施設整備事業 (療養病床(改修))	医療施設の患者の療養環境、医療従事者の職場環境、衛生環境等の改善及び患者サービスの向上等につながる病棟等の新築、増改築等の工事費、工事請負費 (改修により療養病床を整備する病院[ただし整備区域において一般病床から療養病床に転換する病院を除く])	交付金	担当者に要照会	0.33	公的病院や民間病院 1. 改修により整備する病棟の一床ごとの病室面積を6.4㎡以上かつ一床当たりの病棟面積を18㎡以上確保すること。 2. 機能訓練室、患者食堂、談話室及び浴室の設置 3. 病床数の10%以上の削減(条件あり) 4. 療養病床の整備は、最低20床以上の病棟とすること	医療指導課 地域医療係 馬田(まだ) 直通092-643-3273	民間病院 公的病院
18	医療施設近代化施設整備事業 (療養環境改善)	病院における療養病床の療養環境改善のための整備	交付金	担当者に要照会	0.33	公的病院や民間病院 1. 療養病床に必要な機能訓練室、患者食堂及び浴室の全部又は一部の整備事業であること 2. 病室の整備が伴わない整備計画であること。ただし、1.の整備に当たり既存病室を転用する場合はこの限りではない。 3. 整備後は、医療法及び医療法施行規則に定める療養病床の構造設備の基準を満たすこと。なお、廊下幅に限り、平成5年改正省令附則、平成10年改正省令附則及び平成13年改正省令附則に定める経過措置の基準を適用しても差し支えないものとする	医療指導課 地域医療係 馬田(まだ) 直通092-643-3273	民間病院 公的病院
19	地域災害拠点病院施設整備事業	地域災害拠点病院として必要な新築、増改築に伴う補強及び既存建物に対する補強に要する工事費又は工事請負費	交付金	担当者に要照会	0.50	都道府県知事の要請を受けた公的病院や民間病院が行う地域災害拠点病院施設整備	医療指導課 地域医療係 馬田(まだ) 直通092-643-3273	民間病院 公的病院
20	がん診療施設整備事業	がん診療施設として必要な診療棟、がん専用病棟の新築、増改築に要する工事費又は工事請負費	交付金	1300㎡ ×143,900円(病棟) (診療棟の場合は160,800円) ※いずれも鉄筋コンクリート単価の場合	0.33	公的病院や民間病院が行うがん診療施設整備 1. 診療棟(診察室、検査室、X線室、手術室、がん治療室等) 2. がん専用病棟(病室、診察室、処置室、記録室、廊下等)	医療指導課 地域医療係 馬田(まだ) 直通092-643-3273	民間病院 公的病院
21	医学的リハビリテーション施設 整備事業	医学的リハビリテーション施設として必要な機能訓練棟、診療棟の新築、増改築に要する工事費又は工事請負費	交付金	450㎡ ×160,800円(診療棟)	0.33	公的病院が行うリハビリテーション施設 機能訓練棟、診療棟(機能訓練室、水治療室、電気マッサージ室、診察室等)	医療指導課 地域医療係 馬田(まだ) 直通092-643-3273	公的病院

※この補助事業一覧は、基準額等では一部省略している部分があります。正確な内容については必ず担当者までお問い合わせをお願いします。

4/7

No.	平成26年度 補助事業名	補 助 内 容	補助金等の名称	一か所当たり基準額等 (面積の場合、面積に基準単価を乗じた額が補助基準額となる)	補助率 (基準額×補助率)	主 な 補 助 条 件	問い合わせ 課・係 担当者 直通電話番号	照会先 (補助対象者)
22	治験施設整備事業	治験施設として必要な治験専門外来、治験管理部門の新築、増改築及び改修に要する工事費又は工事請負費	交付金	治験専門外来 100㎡ ×160,800円(鉄筋ｺﾝ) 治験管理部門 75㎡ ×132,600円(鉄筋ｺﾝ)	0.33	民間病院 以下に掲げる治験管理部門の拡充整備 1. 治験専門外来 (外来診察室、処置室、検査室等) 2. 治験管理部門 事務部門(治験事務室、治験審査委員会事務室) 相談部門(治験依頼相談室、被験者相談室) その他(諸記録保管室、治験薬保管・管理室、調剤室等)	薬 務 課 生産指導係 高橋 直通092-643-3286	民間病院
23	病院内保育所施設整備事業	新たに「病院内保育所」の開設に必要な、新築、増改築及び改修に要する工事費又は工事請負費	交付金	収容定員(30人を限度) ×5㎡ ×133,500円(鉄筋ｺﾝ)	0.3135 (0.95×0.33)	民間病院 公的病院 診療所	医療指導課 看護指導係 井上 直通092-643-3276	民間病院 公的病院 診療所
24	院内助産所・助産師外来施設整備事業	院内助産所・助産師外来開設に必要な増改築及び改修に要する工事費又は工事請負費	交付金	30㎡ ×143,900円(鉄筋ｺﾝ)	0.33	民間病院 公的病院 診療所 ※但し、産科又は産婦人科の診療科を有する医療機関で、新たに医療機関等の施設内に院内助産所等を開設する場合に限る	医療指導課 看護指導係 堤 直通092-643-3276	民間病院 公的病院 診療所
25	院内感染対策施設整備事業	病院の感染者のための個室整備に必要な工事費又は工事請負費	交付金	1室当たり10,644千円 (空調設備(空気清浄度クラス1万以上)を整備する場合は別途加算有り)	0.3135 (0.95×0.33)	民間病院 厚生労働省実施の院内感染講習会への参加 (医師又は看護師) バス・トイレ付きの個室整備	医療指導課 医療指導係 長田 直通092-643-3274	民間病院
26	医療機器管理室施設整備事業	医療機器管理室として必要な新築、増改築及び改修に要する工事費又は工事請負費	交付金	80㎡ ×160,800円(鉄筋ｺﾝ)	0.3135 (0.95×0.33)	民間病院(公立病院・公的病院を除く) 地域医療支援病院や地域がん診療拠点病院等、地域における中核的な医療機関であること 医療機器管理室は臨床工学技士等による管理体制が整えられていること	医療指導課 地域医療係 馬田(まだ) 直通092-643-3273	民間病院
27	内視鏡訓練施設整備事業	内視鏡手術の訓練施設として必要な新築、増改築及び改修に要する工事費又は工事請負費	交付金	訓練者×30㎡ (1000㎡を限度) ×160,800円(鉄筋ｺﾝ)	0.475 (0.95×0.5)	民間病院	医療指導課 医療指導係 長田 直通092-643-3274	民間病院
28	看護師勤務環境改善施設整備事業	看護職員が働きやすく離職防止につながる看護師詰め所、処置室、症例等検討会議室等の新築、増改築、改修に要する工事費又は工事請負費	交付金	1看護単位につき 50㎡ ×143,900円(鉄筋ｺﾝ) (バス・トイレ更新付設の場合、別途加算あり)	0.3135 (0.95×0.33)	民間病院 看護業務見直し改善検討委員会等を設置し、申し送り時間の改善や省力化機器の導入など看護業務の改善に積極的な取組を行っていること 院内研修等独自の離職防止対策の実施	医療指導課 看護指導係 井上 直通092-643-3276	民間病院
29	看護師宿舍施設整備事業	病院の看護師宿舍の個室整備に伴う新築、増改築、改修に要する工事費又は工事請負費	交付金	看護師1人当たり 33㎡ ×160,600円(鉄筋ｺﾝ)	0.3135 (0.95×0.33)	民間病院 看護業務見直し改善検討委員会等を設置し、申し送り時間の改善や省力化機器の導入など看護業務の改善に積極的な取組を行っていること 院内研修等独自の離職防止対策の実施		民間病院

(注)公立病院：都道府県、市町村
公的病院：日赤、済生会、厚生連、北社協
民間病院：医師会、医療法人、その他個人等

※この補助事業一覧は、基準額等では一部省略している部分があります。正確な内容については必ず担当者までお問い合わせをお願いします。

5/7

No.	平成26年度 補助事業名	補 助 内 容	補助金等の 名称	一か所当たり 基準額等 (面積の場合、面積に 基準単価を乗じた額が 補助基準額となる)	補助率 (基準額× 補助率)	主 な 補 助 条 件	問い合わせ 課・係 担当者 直通電話番号	照会先 (補助対象者)
30	地球温暖化対策施設整備事業	地球温暖化対策に資する整備に必要な工事費又は工事請負費	交付金	94,000千円	0.3135 (0.95× 0.33)	民間病院、公的病院、診療所 地球温暖化対策に資する病院等の整備であって、病院等並びに整備内容が以下の要件を全て満たすこと。 (1) 病院等において省エネルギーに関する規程等を策定し、組織的な管理体制、個々の職員の役割、基本的な取組の流れ等を定めていること。 (2) 整備の結果、当該病院等において、地球温暖化対策の推進に関する法律（平成10年法律第117号）第2条第5項に規定する温室効果ガス総排出量が整備前より減少することが見込まれるものであること。 (3) 整備内容の例は以下のとおり ア 屋上等に太陽電池を設置し、太陽電池により発電した電力を病院等で通常使用する電力に活用するための整備 イ 屋上等に太陽熱給湯器を設置し、太陽熱で暖めた温水を暖房、給湯等に利用するための整備 ウ 建物の壁面や屋上等の緑化を行う整備 エ 敷地、屋上等から集めた雨水を建物地下の雨水貯留槽に溜め、ろ過等の処理を行い、トイレの洗浄水等に利用するための整備 オ 病院等の内部で発生する排水にろ過等の処理を行い、上水ほどの水質を必要としないトイレ洗浄水等に利用するための整備 カ 高効率熱源機器の導入整備	医療指導課 地域医療係 馬田（まだ） 直通092-643-3273	民間病院 公的病院 診療所
31	救命救急センター設備整備事業	救命救急センターとして必要な医療機器及び重傷熱傷患者用備品の備品購入費 ドクターカー及びドクターカーに搭載する医療機器等の備品購入費 心電図受信装置の購入費 ドクターヘリとの通信に必要な無線装置の購入費	医療提供体制 推進事業費補 助金 (以下「統合 補助金」とい う)	担当者に要照会	2/3	都道府県知事の要請を受けた公的病院や民間病院が行う救命救急センターの設備整備	医療指導課 地域医療係 清水 直通092-643-3273	民間病院 公的病院
32	がん診療施設設備整備事業	がん診療施設として必要ながんの医療機器及び臨床検査機械等の備品購入費	統合補助金	31,500千円	1/3	公的病院や民間病院が行うがん診療施設の設備整備	医療指導課 地域医療係 清水 直通092-643-3273	民間病院 公的病院
33	医学的リハビリテーション施設 設備整備事業	医学的リハビリテーション施設として必要な医療機械の備品購入費	統合補助金	10,500千円	1/3	公的病院が行うリハビリテーション施設の設備整備	医療指導課 地域医療係 清水 直通092-643-3273	公的病院
34	院内助産所・助産師外来設備整 備事業	院内助産所・助産師外来開設のための設備整備 として必要な医療機器等の備品購入費	統合補助金	3,811千円	2/3	民間病院 公的病院 診療所 ※但し産科又は産婦人科の診療科を有する医療機関で、新たに医療機関等の施設内に 院内助産所等を開設する場合に限る。	医療指導課 看護指導係 井上 直通092-643-3276	民間病院 公的病院 診療所
35	地域災害拠点病院設備整備事業	地域災害拠点病院として必要な医療機器等の備品購入費	統合補助金	担当者に要照会	2/3	都道府県知事の要請を受けた公的病院や民間病院が行う地域災害拠点病院の設備整備	医療指導課 地域医療係 馬田（まだ） 直通092-643-3273	民間病院 公的病院
36	小児医療施設設備整備事業	小児医療施設として必要な医療機器等（新生児集中治療管理室「NICU」に必要な医療機器を含む。）の備品購入費	統合補助金	担当者に要照会	2/3	都道府県知事の要請を受けた公的病院や民間病院が行う小児医療施設の設備整備 NICUを設置する場合には、24時間診療体制を確保するとともに、必要な職員を 配置するほか、以下の設備を整えるものとする。 ・新生児用呼吸循環監視装置 ・新生児用人工換気装置 ・保育器 ・その他新生児集中治療に必要な設備	医療指導課 地域医療係 馬田（まだ） 直通092-643-3273	民間病院 公的病院

(注)公立病院：都道府県、市町村
公的病院：日赤、済生会、厚生連、北社協
民間病院：医師会、医療法人、その他個人等

※この補助事業一覧は、基準額等では一部省略している部分があります。正確な内容については必ず担当者までお問い合わせをお願いします。

6/7

No.	平成26年度 補助事業名	補 助 内 容	補助金等の名称	一か所当たり 基準額等 (面積の場合、面積に 基準単価を乗じた額が 補助基準額となる)	補助率 (基準額× 補助率)	主 な 補 助 条 件	問い合わせ 課・係 担当者 直通電話番号	照会先 (補助対象者)
37	周産期医療施設設備整備事業	母体・胎児集中治療管理室に必要な医療機器の 備品購入費 ドクターカー及びドクターカーに搭載する医療 機器等の備品購入費	統合補助金	担当者に要照会	2/3	都道府県知事の要請を受けた公的病院や民間病院が行う周産期医療施設の設備整備 周産期集中強化治療室には、以下の設備を整えるものとする。 ・分娩監視装置 ・呼吸循環監視装置 ・超音波診断装置 ・その他母体・胎児集中治療に必要な設備	医療指導課 地域医療係 馬田(まだ) 直通092-643-3273	民間病院 公的病院
38	病院内保育所運営費補助事業	病院内保育所事業を行うために必要な保育士等 の人件費	統合補助金	基準額[(基本額-控除額) ×調整率+加算額]	2/3	民間病院 診療所	医療指導課 看護指導係 井上 直通092-643-3276	民間病院 診療所
39	研修医のための研修施設整備事業	研修棟として必要な講義室、討議室、図書・視 聴覚部門、仮眠室、管理部門、倉庫等の新築、 増改築に要する工事費又は工事請負費	医療施設等 施設整備費 補助金	研修医数×30㎡ (1000㎡を限度) ×160,800円(鉄筋コ)	1/2	私立医科大学附属病院、市立医科大学附属病院又は臨床研修病院の開設者(国、独立 行政法人国立病院機構、国立大学法人、普通地方公共団体、特別地方公共団体及び地 方独立行政法人を除く)	医療指導課 地域医療係 馬田(まだ) 直通092-643-3273	左記の病院
40	臨床研修病院施設整備事業	臨床研修医に対する研修環境の充実を図るため の外来診療棟(外来診療部門、救急診療部門、 総合診療部門、在宅医療部門、病歴管理室等) の拡充整備に係る新築、増改築に係る工事費 又は工事請負費	医療施設等 施設整備費 補助金	500㎡ ×160,800円(鉄筋コ)	1/2	私立医科大学附属病院又は臨床研修病院の開設者(国、独立行政法人国立病院機構、 国立大学法人、普通地方公共団体、特別地方公共団体及び地方独立行政法人を除く)		左記の病院
41	遠隔医療設備整備事業	遠隔医療の実施に必要なコンピュータ及び付属 機器等の購入費	医療施設等 設備整備費 補助金	(遠隔画像診断装置) ・支援側医療機関 遠隔病理診断 4,389千円 遠隔画像診断 15,645千円 ・依頼側医療機関 遠隔病理診断 13,553千円 遠隔画像診断 14,180千円 (在宅患者用遠隔診療装置) 7,875千円	1/2	情報通信機器の活用により病理画像、エックス線画像等を遠隔地の医療機関に伝送 し、専門医の助言による対応を行う (7) 遠隔病理診断 診断依頼側(患者を直接診察する医療機関)は診断支援側(遠隔地の専門医等)に対し病 理組織の顕微鏡画像、眼底画像、超音波画像、内視鏡画像等を主に動画画像として伝送 し、診断支援側は動画画像を基に観察、診断を行い、その結果を診断依頼側に報告す る。 (4) 遠隔画像診断 診断依頼側(患者を直接診察する医療機関)は診断支援側(遠隔地の専門医等)に対し エックス線、CT、MRI等で撮影した画像を静止画像として伝送し、診断支援側は静止 画像を基に観察、診断を行い、その結果を診断依頼側に報告する。 (5) 在宅患者用遠隔医療 医学的管理が必要な慢性疾患であって地理的理由等により往診、通院が困難な患者、 がん末期患者、人工呼吸器装着患者等に対し、テレビ電話等の機器を貸与して、遠隔 地からの医療支援を行う。	医療指導課 地域医療係 清水 直通092-643-3273	民間病院 公的病院
42	臨床研修病院支援システム設備 整備事業	臨床病理検討会(CPC)の適切な開催に必要な画像 伝送・受信システム、テレビ会議システム及び 附属機器等の購入費	医療施設等 設備整備費 補助金	・支援側医療機関 7,500千円 ・依頼側医療機関 7,500千円	1/2	私立医科大学附属病院又は臨床研修病院の開設者(国、独立行政法人国立病院機構、 国立大学法人、普通地方公共団体、特別地方公共団体及び地方独立行政法人を除く)	医療指導課 地域医療係 清水 直通092-643-3273	左記の病院

※この補助事業一覧は、基準額等では一部省略している部分があります。正確な内容については必ず担当者までお問い合わせをお願いします。

7/7

No.	平成26年度 補助事業名	補 助 内 容	補助金等の名称	一か所当たり基準額等 (面積の場合、面積に基準単価を乗じた額が補助基準額となる)	補助率 (基準額×補助率)	主 な 補 助 条 件	問い合わせ 課・係 担当者 直通電話番号	照会先 (補助対象者)
43	地域診療情報連携推進事業	①地域医療連携での情報共有に必要なサーバーシステムを導入するために必要な経費 ②①のサーバーに用いる無停電装置に必要な経費 ③既存システムを、①のサーバーへ対応させるための改修経費 ④機関内のシステムが停止した際に、①のサーバーからデータを参照するためのソフトウェアの設計・開発・導入費 ⑤当該システムで利用するためのH P K I 導入に必要な経費 (I C カード申請・配布等の諸費、 I C カードリーダー導入費を含む)	地域診療情報連携推進費補助金	担当者に要照会	1 / 2	1. 医療機関間で患者の診療情報を共有するにあたっては、各医療機関の情報システムから電子的診療情報をサーバーへ送信し、サーバー側で別途保存・管理する方式 2. サーバーでの診療情報の保存・管理には、厚生労働省が平成18年度に行った「厚生労働省電子的診療情報交換推進事業」を基にした「SS-MIX2 標準化ストレージ」の仕組みを用いること。 3. 当事業により整備されるシステムにおいては、他システムとの間の場合も含め、情報交換する際の規格として、厚生労働省標準規格および厚生労働省委託事業における用語／コード標準化委員会の開発方針に基づいた標準マスター (病名、手術・処置名、医薬品、臨床検査、医療材料、症状・所見、画像検査名、看護用語、歯科分野) のうち該当するものを使用すること。 4. 医療機関間の患者IDの対応付けには、IHE統合プロフィールPIX/PDQを用いるなど、可能な限り特定のベンダーに依らない方法を検討すること。 5. 診療情報提供書等を電子的に作成・交換する場合は、保健医療福祉分野で適用される公開鍵基盤 (HPKI) による電子署名を行うこと。	医療指導課 地域医療係 清水 直通092-643-3273	民間病院
44	病床転換支援事業	病床転換に必要な整備費又は整備請負費及び整備事務費	病床転換支援事業補助金	1床当たり単価×転換病床数 改修：500千円 改築：1,200千円 創設：1,000千円	10 / 10	補助対象病床 ・療養病床 (介護療養型医療施設を除く) ・一般病床のうち、療養病床とともに同一病院 (又は同一診療所) 内にあり、療養病床とともに転換を図ることが合理的であると考えられる病床 補助対象となる転換先施設 老人保健施設、ケアハウス、有料老人ホーム、特別養護老人ホーム及び併設されるショートステイ用居室、認知症高齢者グループホーム、小規模多機能型居宅介護事業所、生活支援ハウス、高齢者専用賃貸住宅	高齢者支援課 施設整備係 安成 直通092-643-3249	民間病院 公的病院 診療所

補助希望概要書1(医療施設近代化施設整備事業を除く全ての事業)

【平成26年度】

病 院 名	
所 在 地	
開 設 者	
担 当 者	
連 絡 先	所属 TEL メールアドレス：

1 施設整備事業

事 業 名	事業
必 要 性	
計画の有無	
工 事 費	
予定工期	平成 年 月 日 ～ 平成 年 月 日
計画状況	図面等(有・無) 見積書(有・無)

事 業 名	事業
必 要 性	
計画の有無	
工 事 費	
予定工期	平成 年 月 日 ～ 平成 年 月 日
計画状況	図面等(有・無) 見積書(有・無)

2 設備整備事業等

事 業 名	事業
必 要 性	
計画の有無	
工 事 費	
予定工期	平成 年 月 日 ～ 平成 年 月 日
計画状況	カタログ等(有・無) 見積書(有・無)

事 業 名	事業
必 要 性	
計画の有無	
工 事 費	
予定工期	平成 年 月 日 ～ 平成 年 月 日
計画状況	カタログ等(有・無) 見積書(有・無)

(注)「病院内保育所運営費補助事業」及び「病床転換支援事業」の場合は「事業名」のみ記入してください。

「近代化施設整備事業」は、補助希望概要書2に記入の上、提出してください。

【平成26年度】

病 院 名		所 在 地	
開 設 者		病 床 数	一般 床/ 療養 床/ 精神 床/ その他 床
担 当 者		連 絡 先	所属 TEL メールアドレス:

- (新築移転 ・ 改築 ・ 増築 ・ 改修)

「改修」とは、模様替え及び内部改修工事のことで、建築面積等に変更がないもの。

- (1) 計画

計画の有無	
概算事業費	
予定工期	平成 年 月 日 ～ 平成 年 月 日

- 陰圧等空調整備を併せて行うか（ 行わない ・ 単独で行う ）

- 敷地の状況（自己所有・借地・自己所有及び借地・その他（ ））

※建物に賃貸借部分があれば補助対象とならない。

- 整備対象棟_____棟 →
- | | | |
|-----|----|---|
| 第1棟 | 築後 | 年 |
| 第2棟 | 築後 | 年 |
| 第3棟 | 築後 | 年 |

- 持分が (ある ・ ない)

- _____% 整備対象区域の現在の病床数 床

整備対象区域の整備後の病床数 床

- 1床当たりの病棟面積(延床面積/病床数) 最大 m^2 ~ 最小 m^2

- スケジュール表 (有 ・ 無)